

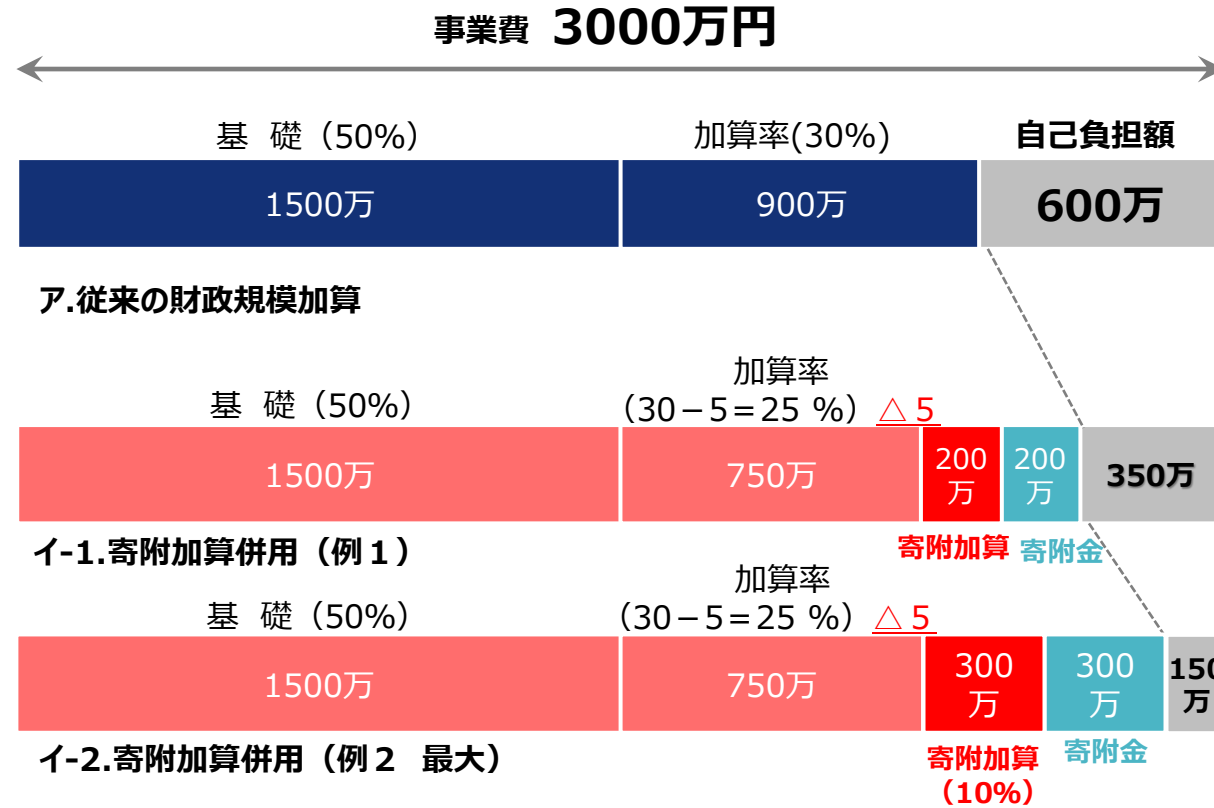
重要文化財（建造物・美術工芸品）修理 寄附等による資金調達を行った場合の新しい補助率計算方法

寄附加算の活用例

事業費
3000万円
の保存修理工事を
従来補助率
80%
の事業者が
実施しようとした場合、



従来の補助率
新しい補助率制度



寄附加算を活用し



寄附額に応じて
補助率を加算

自己負担額が
最大150万円ま
でに圧縮

・財政規模加算の補助率を5%減じる代わりに、寄附により得られた額と同額の補助額加算（寄附加算（補助対象経費の10%を上限、加算後の補助率は補助対象経費の85%を超えない。））を受けることができる。

【point】

- ・対象は建造物保存修理、美術工芸品保存修理。
- ・財政規模加算（事業規模指数に応じた加算）が5%以上の者が対象（財政規模による加算を受けられる者のみ）
- ・寄附の見込額で補助金を申請することはできない。（実施中の事業の補助率を寄附の結果を受けて変更することは可能）
- ・寄附加算を適用しない年度は従来 of 財政規模加算を適用。
- ・「従来の補助率」を適用した方が自己負担額が有利になる場合は、寄附を集めていても「従来の補助率」が適用される。